



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※この制度は、税額を減免する制度ではありません。

●対象となる方

①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません。）

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●対象となる地方税

・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人・法人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く。）が対象です。

・これらのうち、既に納期限が過ぎていた未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む。）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

●申請手続等

令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。審査の結果、許可通知書又は不許可通知書を送付します。

感染防止のため郵送申請を御利用ください。申請書は、電話で請求又は町ホームページからダウンロードしてください。窓口での申請は、事前にお問い合わせください。

申請書のほか、現金及び預金の状況が分かる資料の提出が必要ですが、提出が難しい場合は御相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

新型コロナウイルス感染症拡大防止 のための町税等の納付方法について

大子町では、町税をスマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済、口座振替、eL T A X（エルタックス）で納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、御自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ利用するようお願いします。

問合せ 税務課収納対策室
Tel 72-1116

400ml 献血

●期 日 6月9日（火）

●時間・場所

時 間	場 所
10:00~11:15	大子町消防本部
12:50~14:00	油研工業(株)
15:00~16:00	弘陽電機(株)

●対象者 男性：17～64歳，女性：18～64歳の健康な方

●持ち物

- ・献血手帳又は献血カード（お持ちの方）
- ・本人確認ができるもの（運転免許証など）

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

ごみの減量に御協力ください

ごみの分別、減量の取組への御協力ありがとうございます。

収集された燃やされるごみは、環境センターで焼却処理を行い、焼却灰は最終的に埋め立てられます。燃やさないごみは、ペットボトルや紙類、空き缶、びん類、粗大ごみなどに分別され、全てが資源化されています。

ごみの減量には、マイバックの利用や「ごみ減量の3R」の実践、ごみの分別と資源化が特に有効です。この取組をより発展させることにより、経費の削減にもつながりますので皆さんのこれまで以上の御協力をお願いします。

なお、集積所にごみを出すときは、収集日当日の朝8時30分までにお願いします。

●ごみ減量の3R

Reduce (リデュース)・・・ごみの抑制

Reuse (リユース)・・・再使用

Recycle (リサイクル)・・・再生利用

問合せ 環境センター Tel 72-3042

新型コロナウイルス問題 無料電話相談

「業績悪化を理由に解雇を言い渡された」「収入が半減し生活ができない」「医療費が払えなくなって病院に行けなくなった」「デイサービスやショートステイを利用できなくなった」など、新型コロナウイルス問題は、国民の暮らしを直撃しています。一人で悩まずにぜひ御相談ください。

●雇用・収入に関する御相談

働く者の相談センター Tel 029-292-6695

●医療・介護に関する御相談

茨城民医連 Tel 029-228-0600

●受付時間 10:00~16:00 (土日・祝日を除く。)

問合せ 茨城県民主医療機関連合会 Tel 029-228-0600

電話やインターネットによる人権相談

人権擁護委員による特設人権相談は、新型コロナウイルス感染症予防のため、当分の間、面談による相談は中止とし、電話又はインターネットによる相談にて対応します。特設人権相談は、再開が決まりましたら、改めてお知らせします。皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いします。

●電話による相談 ※平日8:30~17:15

・みんなの人権110番(人権一般)

Tel 0570-003-110

・女性の人権ホットライン(女性の人権問題)

Tel 0570-070-810

・子どもの人権110番(子どもの人権問題)

Tel 0120-007-110

・外国人人権相談(外国人の人権問題)

Tel 0570-090-911

●インターネット人権相談窓口

(パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)

<http://www.jinken.go.jp>

問合せ 総務課秘書職員担当
Tel 72-1113

専用ダイヤルによる行政相談

毎日の暮らしの中で困っていることや望んでいること、国の仕事やサービス、各種制度の手続など、お気軽に御相談ください。相談は無料・秘密厳守です。

なお、行政相談委員による特設人権相談は、新型コロナウイルス感染症予防のため、当分の間、面談による相談は中止とし、電話による相談にて対応します。

●行政相談専用ダイヤル(行政苦情110番)

Tel 0570-090110

問合せ

総務省茨城行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課

Tel 029-221-3347

大子町役場総務課秘書職員担当

Tel 72-1113

見えるところに掲示してください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

～ 新型コロナ相談・受診の目安 ～

R2年5月8日付

- ◆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ◆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ◆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く。
症状が4日以上続く場合、個人が強い症状と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合はご相談ください。

これらに該当しない場合の相談も可能です。検査については医師が個別に判断します。

上記の症状がみられ、感染を疑う場合は、下記の相談窓口にご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】

◎ ひたちなか保健所

電話番号 **029 - 265 - 5515**

受付時間 平日9時～17時

◎ 茨城県庁内

電話番号 **029 - 301 - 3200**

受付時間 24時間対応（土日・祝祭日含む）



【新型コロナウイルス感染症予防に関する電話相談窓口】

◎ 大子町役場 健康増進課

電話番号 **0295 - 72 - 6611**

受付時間 平日9時～17時

町内のこしあぶら（野生）の放射性物質の測定結果について

町内で採取された野生のこしあぶらについては、令和元年5月13日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から茨城県知事を通して出荷制限が指示されました。

令和2年4月27日に参考までに放射性物質検査を実施した結果、食品衛生法の基準値（100 Bq/Kg）を超える放射性セシウムが検出されましたので、お知らせします。

つきましては、町内で採取された野生のこしあぶらについては販売や譲渡を行わないようお願いします。

採取場所 (大字)	セシウム137 (Bq/kg)	セシウム134 (Bq/kg)	ヨウ素131 (Bq/kg)
相川	189.2 (基準値超過)	検出せず～19.1	検出せず～18.7

※その他イノシシ肉についても国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡を行わないようお願いします。

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。

問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128

無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく、相続、離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口康夫氏（前国士舘大学法学部教授）
- 日時 6月17日（水）10：00～12：00，13：00～15：00
※相談は1件当たり1時間程度です。
※日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室 ※個別に御案内します。
- 定員 4人（要予約・先着順）
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用は御遠慮ください。
- 申込み 6月9日（火）から6月16日（火）まで（9：00～12：00，13：00～16：00）に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124

預けて安心！法務局における自筆証書遺言書保管制度

7月10日（金）から法務局（本局，支局）における「自筆証書遺言書制度」が始まります。

本制度は、遺言者本人が法務局に遺言書の保管を申請することにより、遺言書の紛失、改ざん及び隠匿等を防止することができます。

なお、従来どおり、自筆証書遺言書を自ら保管することもできますし、公証役場における公正証書遺言を作成することもできますので、それぞれの特徴を踏まえて御判断ください。

詳しい手続は、水戸地方法務局ホームページ（<http://houmukyoku/moj.go.jp/mito/>）を御覧ください。

問合せ 水戸地方法務局常陸太田支局総務係 TEL 0294-73-0221
(平日8：30～17：15)



特定計量器（はかり）定期検査のお知らせ

特定計量器（はかり）を取引又は証明を目的に使用している方は、計量法第19条により2年に1度の定期検査を受けなければなりません。受検していないものや、不合格になったものをそのまま取引に使用した場合は、6か月以下の懲役、50万円以下の罰金又は併科となりますので御注意ください。

●調査対象

- ・各種商店（露天、行商を含む。）で商取引に使用するはかり
- ・薬局、病院の調剤用のはかり（動物病院のはかりを除く。）
- ・農産物・水産物の売買、出荷のために使用するはかり
- ・事業所の受入、出荷の取引用はかり、内容量及び品質表示のために使用するはかり
- ・運送（宅配便）会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり（取次店を含む。）
- ・貴金属商、つり堀等で使用するはかり
- ・病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査に使用するはかり
- ・法令等により、公共機関への報告、統計などを目的として使用するはかり

※家庭用計量器、主として一般消費者の生活の用に供される計量器である、ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール等は、取引又は証明に使用できません。

●はかり定期検査実施予定

▽日 時 6月22日（月）～24日（水）の3日間 10：30～15：00
▽場 所 役場 駐車場内公用バス車庫

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け相談窓口

●茨城県ワンストップ相談窓口について（国や県の融資・助成制度に関する各種相談や紹介）

新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 TEL 029-301-2869
9：00～17：00（平日のみ）

●【国：経済産業省】持続化給付金について

持続化給付金事業コールセンター TEL 0120-115-570
8：30～19：00（5・6月：毎日 7～12月：土曜を除く毎日）

●【国：厚生労働省】雇用調整助成金について

ハローワーク常陸大宮 TEL 0295-52-3185
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL 0120-60-3999
9：00～21：00（毎日）

●【茨城県】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

茨城県休業要請・協力金対策チーム TEL 029-301-5375
9：00～17：00（毎日）

●【茨城県・大子町】中小企業事業継続応援貸付金について

大子町商工会 TEL 0295-72-0191
9：00～17：00（平日のみ）

●大子町飲食店応援事業について、その他

大子町役場観光商工課 TEL 0295-72-1138
9：00～17：00（平日のみ）

町広報紙・ホームページへの有料広告募集

お店のPRやイベントの告知などに幅広く御活用ください。

- 広報だいご 縦4.5cm×横8.5cm 月額10,000円
- お知らせ版 縦4.5cm×横8.5cm 月額8,000円 ※お知らせ版は、発行1回当たりの月額です。
- ホームページ 縦40ピクセル×横150ピクセル 月額5,000円

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1114